

「児童虐待に関する全国児童相談所アンケート結果」

(平成12年1月調査)

全国児童相談所長会

平成12年2月

1	児童虐待に係る制度改正についての集計	63
2	要望項目の趣旨・理由	64
3	要望項目に関する事例	65
4	要望項目に関する意見	73

1 児童虐待に係る制度改正についての集計（都道府県・政令指定都市）

A 法律、制度の整備 — 要望について — 賛成 : 反対 : どちらともいえない																
要 望 項 目	権 限 徴	(1)児童虐待の定義の明確化			(2)児童虐待の禁止及び罰則			(3)関係機関の通告義務及び身元 通告の免責規定の法整備			(4)介入機能(立入調査、一時保護) と相談・支援機能の役割分担			(5)立入調査の具体的な権限		
		賛 成	反 対	ど い ち な い	賛 成	反 対	ど い ち な い	賛 成	反 対	ど い ち な い	賛 成	反 対	ど い ち な い	賛 成	反 対	ど い ち な い
都道府県計	159	123	4	32	117	6	36	114	8	37	103	10	46	123	6	30
政令指定都市計	15	14	1	0	15	0	0	12	1	2	13	1	1	13	2	0
合 計	174	137	5	32	132	6	36	126	9	39	116	11	47	136	8	30
比 率	100	79	3	18	76	3	21	73	5	22	67	6	27	78	5	17

A 法律、制度の整備 — 要望について — 賛成:反対:どちらともいえない										B)その他の法律、制度の整備		
要 望 項 目	権 限 徴	(6)法第33条の7による後見人 選任請求を行う後見人は、機関 及び団体に後見に変更			(7)親権の一部(身上監護権) の一時停止			(8)懲戒権(民法第822条) の廃止			要 望 記 載 の 有 無	
		賛 成	反 対	ど い ち な い	賛 成	反 対	ど い ち な い	賛 成	反 対	ど い ち な い	有	無
都道府県計	159	128	1	30	127	1	31	108	13	38	45	114
政令指定都市計	15	14	0	1	14	1	0	9	3	3	7	8
合 計	174	142	1	31	141	2	31	117	16	41	52	122
比 率	100	81	1	18	81	1	18	67	9	24	30	70

2 要望項目の趣旨・理由

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨 ・ 理 由
(1) 児童虐待の定義の明確化	世間一般の虐待の定義の明確化を図り、周知することにより、通告者の精神的負担を軽減する。
(2) 児童虐待の禁止及び罰則 (法第34条、法第60条の改正又は法制度整備)	児童虐待を法律第34条の禁止行為に加え、また、法律第60条に該当させることにより、抑止力効果を生じさせる。新たに禁止、罰則項目を入れる。
(3) 関係機関の通告義務及び誤認通告の免責規定の法整備	通告しないことに対する罰則がないため、後の保護者とのトラブルを恐れ協力が得られにくい。そのため、法整備による関係機関への通告義務と免責規定が必要である。
(4) 介入機能（立入調査、一時保護）と相談・支援機能の役割分担	強制介入の場合、児童相談所全体に対し拒否感をもつため将来的に家族再統合を目指す場合の障害となる。 一時的介入は警察等他の機関が分担する等の役割分担が必要である。
(5) 立入調査の具体的権限の付与	施錠により保護者が頑に立ち入りを拒否する場合は、介入に限界がある。児童相談所の要請で警察が施錠を壊すなど、権限により立ち入れる等の実効性のある法整備が必要である。
(6) 法第33条の7による後見人選任請求を行う後見人は、機関及び団体後見に変更	現在の後見人制度は児童相談所長が個人として選任されるため、公職離職後も責任を負い続けることにより、現実的でない。
(7) 親権の一部（身上監護権）の一時停止	法制化されることにより、施設入所中の、保護者による強引な引き取りに対抗でき、措置から法第33条の一時保護委託にするなどの子どもにとって不安定な処遇が回避できる。
(8) 懲戒権（民法第822条）の廃止	懲戒権を廃止することにより、しつけと虐待の概念が整備される。

3 要望項目に関する事例

(1) 児童虐待の定義の明確化

児童虐待の定義が明確化されていないため対応に苦慮した事例 — その1	
事例の概要	<p>①被虐待児童 11歳（心理的、身体的虐待）</p> <p>②虐待者 実母</p> <p>③通告経路 学校</p> <p>④ケースの内容 母は、本児に対し、「生まなければよかった」など激しい罵声をあげせ、家事の強要、頭を殴る、食事を抜く等心理的、身体的な暴力を加えていた。学校からの通告で本児の状況を確認し、家庭訪問するが、「しつけの仕方にとやかく言われることはない」「児童相談所の訪問も迷惑」と自身を正当化し、虐待を認めない状況だった。「どういうことを虐待と言うのか」などと説明を求めたり、「法的根拠を示せ」など、終始挑戦的な態度で接してきた。</p> <p>⑤問題点 児相としては、「しつけの域ではなく心理的且つ身体的な虐待と判断している」と説明するも、しつけであると主張し、平行線のまま推移する。</p> <p>⑥改善の方向 定義が明確になることで、通告理由を虐待者から求められた場合に明確に伝えられ、児童相談所の関与がスムーズになる。</p>

児童虐待の定義が明確化されていないため対応に苦慮した事例 — その2	
事例の概要	<p>①被虐待児童 12歳、9歳（ネグレクト）</p> <p>②虐待者 実父母</p> <p>③通告経路 福祉事務所</p> <p>④ケースの内容 父母は、深夜におよぶ飲酒等で兄弟の日常生活の世話をせず、子ども達は頻繁に家出を繰り返していた。主任児童委員や学校は、単なる子育ての問題と考え、虐待にあたらぬとの見解であった。児相が関与するまで、関係者の理解と協力を得るには、多くのエネルギーと時間を要した。</p> <p>⑤問題点 虐待の定義が法的に明確になっていないため、ネグレクトについて、地域の関係機関によって判断が違い、対応に苦慮した。</p> <p>⑥改善の方向 定義が明確になることで、地域社会において、虐待に対する共通認識が得られ関係機関が迅速に協力出来る基盤がつけられる。</p>

(2) 児童虐待の禁止及び罰則（法34条、法60条の改正又は法制度の整備）

児童虐待の禁止及び罰則が無いために苦慮した事例 — その1	
事例の概要	<p>①被虐待児 16歳（性的虐待）</p> <p>②虐待者 実父</p> <p>③通告経路 実母</p> <p>④ケースの内容 父から中1より性的虐待を受ける、母の気づきで、中3時児相が関わり一時保護する。長年の性的虐待のため対人関係、情緒面で問題があり集団生活に馴染めず、無断外出を繰り返す。父へは指導を行うが、虐待に関する法的処罰規定が明確になっていないため、ことの重大性が認識できず、再度、性的虐待が繰り返えされ、本児が保護を求めてくる。</p> <p>⑤問題点 本人の告訴がなければ、父の強制猥褻・強姦罪は問えない。告訴する事は、本児に二重の苦痛を与える。</p> <p>⑥改善の方向 虐待行為そのものに対する処罰規定があれば、虐待者に対する一定の抑止効果が期待され、児相の関与がやり易くなる。</p>

児童虐待の禁止及び罰則が無いために苦慮した事例 — その2	
事例の概要	<p>①被虐待児 13歳、12歳、10歳（性的、身体的虐待）</p> <p>②虐待者 母の雇用主</p> <p>③通告経路 福祉事務所</p> <p>④ケースの内容 母子家庭。母の雇用主が家庭に入り込み、子ども達に暴力を振るう。長女、次女は性的虐待も受ける。福祉事務所から通告があり、早急な保護が必要と認められるため一時保護を予定するが、母自身が雇用主への恐怖心が強く一時保護を決断出来ない状態にあった。母が入院することになった機会をとらえ一時保護し、子ども達は施設入所となる。</p> <p>⑤問題点 虐待への法的制裁が無いため、また、母が子ども達を守りきれない現実があるため、子どもたちが犠牲となった。</p> <p>⑥改善の方向 法上の禁止行為に加え罰則をつけることで、母親への指導が効果的になるとともに、一定の抑止力が期待できる。</p>

(3) 関係機関の通告義務及び誤認通告の免責規定の法整備

関係機関の通告義務及び誤認通告の免責規定が無い為に苦慮した事例 —— その1	
事例の概要	<p>①被虐待児 2歳（身体的虐待）</p> <p>②虐待者 実母</p> <p>③通告経路 親族と病院</p> <p>④ケースの内容 本児は1歳時、母に頭を殴られ脳内出血で小児科に入院、1歳半時には大腿部の骨折で整形外科に入院、この時点で医師は怪我に不審をもつものの、母が転んだと言う以外に喋ろうとせず原因不明として処理する。その後、祖母が母宅に来所しており、子どもの傷や痣を見て問い詰めたところ母の返事が曖昧であった。不審に思い、病院に相談し、虐待の事実が発覚する。</p> <p>⑤問題点 医師は半年前に、虐待を疑ったものの、通告せず、また、虐待で無い場合の責任を負えないということから通告を躊躇した。 結果的には児相の対応が遅れることとなった。</p> <p>⑥改善の方向 免責規定を設け、通告の重要性を一般に理解してもらうことにより、早期発見、早期対応が可能となる。</p>

関係機関の通告義務及び誤認通告の免責規定が無い為に苦慮した事例 —— その2	
事例の概要	<p>①被虐待児 9歳（放任・身体的虐待）</p> <p>②虐待者 実母</p> <p>③通告経路 近隣</p> <p>④ケースの内容 学校では、小3頃より本児の顔や足の怪我に不審をもった。また、食事が与えられていない、衣類も買ってもらえない様子があり、母親を指導したが一向に改善されずにいた。学校は、保護者とのトラブルを恐れ通告に躊躇していたが、その後、本児の家出や万引きが目立つようになった。近隣住民が本児の様子を見かねて、児童相所に通告があり、結果的には33条の一時保護となった。</p> <p>⑤問題点 通告に当たり、ケースによっては関わりたくないとする姿勢がまだまだある。</p> <p>⑥改善の方向 虐待及びその疑いのある児童の通告義務を明文化することにより問題への早期発見と早期対応が可能になる。</p>

(4) 介入機能（立入調査、一時保護）と相談・支援機能の役割分担

介入機能と相談・支援機能の役割分担が無いために処遇困難となった事例 — その1	
事例の概要	<p>①被虐待児 7歳（身体的虐待、ネグレクト）</p> <p>②虐待者 実母</p> <p>③通告経路 学校</p> <p>④ケースの内容 本児は夜間徘徊・万引きの常習であるとの情報が入る。調査の結果、母からの身体的虐待とネグレクトを受けていたことが明らかになった。関係機関で対応を検討しているおり、本児が帰宅せず屋外で過ごしている所を発見、一時保護する。母は無断で「子どもをさらった」と強い敵意を抱き話し合いを拒絶し、虐待の理解も得られず、子どもを返せと一方的にわめくばかりである。児童は抑うつ状態であると診断され、母の同意が得られず、家裁審判となり児童養護施設に入所する。</p> <p>⑤問題点 母の同意がなく施設入所した結果、親子関係の修復のため母親指導に向けて取り組むが、半年を越えても児相と母親の関わりは無い状況である。</p> <p>⑥改善の方向 児相が「児童を取り上げる」形での対応を避けることで、家族支援に重点を置いた取り組みが容易になる。</p>

介入機能と相談・支援機能の役割分担が無いために処遇困難となった事例 — その2	
事例の概要	<p>①被虐待児 4歳（身体的虐待）</p> <p>②虐待者 実母</p> <p>③通告経路 児童委員</p> <p>④ケースの内容 本児の顔にあざや火傷があると通報があり。小児科医師を通じて打ち身、傷、皮下血腫を確認した。家庭訪問するも拒否される。その後、接触が持てず2か月が経過した。母方の実家に連絡する。偶然にも母が本児を母方実家に預けていることを確認。母方実家を訪問し、状況を説明の上一時保護する。</p> <p>⑤問題点 母としては子どもを児童相談所に取られたと言う感覚が強く、母子関係を改善すべく児相からの働きかけや面接を行っても、問題の本質と離れ、もうしない、いつ返してくれるかといった、引き取る、返せないの話に終始してしまう。</p> <p>⑥改善の方向 介入と相談・支援機能の役割分担が出来ることで、家族との修復を視野に入れた援助活動が円滑になる。</p>

(5) 立入調査の具体的権限の付与

立入調査の具体的権限の付与が無い場合の処遇困難となった事例 — その1	
事例の概要	<p>①被虐待児 8歳（登校禁止）</p> <p>②虐待者 実母</p> <p>③通告経路 学校</p> <p>④ケースの内容 母子世帯の母による登校禁止、母は以前精神神経科の受診歴あり学校とのトラブルから本児を登校させなくなり、児童と自宅にとじこもる。その結果外部との音信が途絶え、1年以上外部からの援助を拒否する。学校から「身の安全を確認してほしい」との通告がある。福祉事務所、保健所、精神科医等関係者と数回検討会を行い、強制介入を決定する。</p> <p>⑤問題点 介入当日、親族に立ち会ってもらい、警察が見守るなかで、大家に施錠を解除してもらったところ、母が刃物をもって暴れたので、警察が踏み込み母子の保護をする。このように、児童相談所単独での立ち入り調査が出来ない現実がある。</p> <p>⑥改善の方向 立ち入りに当たっては、具体的権限が付与されることにより、保護者との面接や児童の速やかな保護が容易になる。</p>

立入調査の具体的権限の付与が無い場合の処遇困難となった事例 — その2	
事例の概要	<p>①被虐待児 11歳（ネグレクト）</p> <p>②虐待者 実母</p> <p>③通告経路 福祉事務所</p> <p>④ケースの内容 母子世帯で生活保護受給、生活保護担当者から母親が本児を登校させないとの通告がある。家庭訪問するが、母との接触自体が困難な状況であった。生活保護担当者と連携し、接触を試みるも一時保護に至らなかった。</p> <p>母は、施錠して面接を拒否し、児童福祉司の訪問にも立ち入りを拒絶している。</p> <p>⑤問題点 家庭訪問しても母が施錠し立ち入りを拒否している場合、施錠を壊して立ち入る等の実効性のある対応がとれるかどうか判断が難しい状況がある。</p> <p>⑥改善の方向 児童相談所が警察に対し、強制立ち入りを要請することが出来る規定等を設けることで、速やかな子どもの保護が容易になる。</p>

(6) 法第33条の7による後見人選任請求を行う後見人は、機関及び団体後見に変更

児童相談所長が後見人に選任された事例 —— その1

事例の概要	<p>①被虐待児 18歳（ネグレクト）</p> <p>②虐待者 実父</p> <p>③通告経路 近隣</p> <p>④ケースの内容 父子家庭で本児幼少のころ、放置される。父死亡のため児童養護施設入所、父の遺族年金受給のため児相長を後見人に選定する。 選定時は、児相長の立場で後見人となるが、5年前に退職する。退職後も後見人の義務と責任を負うことは、負担であり、不自然である。</p> <p>⑤問題点 実質的に保護者が不存在等の問題があり、結果的に児相長が後見人になる状況がある。しかし、職場の異動や退職後まで個人としてその任を負うことは問題である。</p> <p>⑥改善の方向 無理な後見人の選任が避けられ、制度の活用がし易くなり、児童の利益が守られる。</p> <p>※ 児童福祉法で児童相談所長の後見人選任規定を定めていながら、所長個人の立場で私的に責任を負わされることは矛盾である。公人としての機関・団体責任であるべきである。</p>
-------	--

(7) 親権の一部（身上監護権）の一時停止

親権者の強引な引取要求に苦慮した事例 — その1	
事例の概要	<p>①被虐待児 1歳（ネグレクト）</p> <p>②虐待者 父母</p> <p>③通告経路 祖母</p> <p>④ケースの内容 父母とも薬物乱用者で逃亡生活し、転々と居所を変えている。本児を出生後も生活は変わらず、本児を連れ回し、放任状態を継続している。本児にはジュースのみ与えるだけである。母が逮捕され、乳児院に一時委託するが、母は出所後すぐ乳児院に毎日押しかけ強引な引き取りが始まる。</p> <p>強引に本児を引き取るが2週間余りで再逮捕される。母はネグレクトの認識なく、母子が一緒にいることが子どもにとっては一番いいと強く主張し、そのことが、子どもを不安定な生活に追いやっている。</p> <p>⑤問題点 28条により施設入所したとしても、措置後の親の強制引取に対抗する手段が不備である。</p> <p>⑥改善の方向 一定期間の親権停止が法制化されることにより子どもの不安定な処遇が回避される。</p>

親権者の強引な引取要求に苦慮した事例 — その2	
事例の概要	<p>①被虐待児 13歳、15歳（心理的虐待）</p> <p>②虐待者 実父</p> <p>③通告経路 家族</p> <p>④ケースの内容 父母協議離婚、親権は母が取得し、本児を養育し、父は面接交渉権を取得する。父は、調停条項を無視し、毎日、自宅に呼び寄せて学習等を強要する。このため本児達は父の執拗な干渉に耐えかね、母は一時保護の入所を訴える。父は一時保護後も面接交渉権を楯に頻繁に来所する。子ども達は面接を拒否する。</p> <p>父は親権変更の申立を行うが、母は面接交渉を拒否する仮処分を申し立てる。</p> <p>⑤問題点 父の面接交渉権の乱用が問題となっている。</p> <p>⑥改善の方向 親権の一時停止があれば、親権の乱用や執拗な干渉から回避できる。</p>

(8) 懲戒権（民法第822条）の廃止

しつけ、虐待の概念が整理されず苦慮した事例 — その1	
事例の概要	<p>①被虐待児 5歳（身体的虐待）</p> <p>②虐待者 実父</p> <p>③通告経路 警察</p> <p>④ケースの内容 怪我の多い新入園児がいると、幼稚園を介し、警察より通告がある。長期欠席と匿名通告を契機に警察同伴で家庭訪問、父は警察職員にも動じることなく、激しい威嚇をともない体罰は「しつけ」であると主張、その後も「しつけ」の主張を変えず、母も幼稚園に「家のやり方」と怒鳴り込む。また、「親権者の許可なく本児との面会を禁止する」と言う。</p> <p>父は弁護士との関係をひけらかしているので、幼稚園側は父に恐れており、幼稚園等関係機関での糸口が見つからない状況である。</p> <p>⑤問題点 強行に一時保護した場合懲戒権を楯に、反撃してくることは十分に予想される。</p> <p>⑥改善の方向 懲戒権の廃止により「しつけ」と称する虐待に対し、一定の歯止めが期待される。</p>

4 要望項目に関する意見（主なもの）

(1) 児童虐待の定義の明確化

件数	意見
賛 成 137	<ul style="list-style-type: none"> ・運用が硬直化しないように留意する。（2件） ・通告介入の必要性の判断基準、例示の必要性がある。（2件） ・虐待としつけの定義の違いを明確化する。（4件） ・虐待の概念が拡大、ネグレクトのグレーゾーンの判断をどうするか。 ・保護者の能力によっては虐待の認識に乏しい。 ・定義の明確化は通告義務と切り離せない。 ・明確化することにより、国民に周知しやすい。 ・虐待者に通告理由が明確に伝えられ、介入しやすい。 ・一般社会で虐待の認識が低い。また虐待の判断は個人差があり、明確化により早期通告が期待できる。 ・明確化することにより通告の客観的判断ができて通告しやすい。
反対5	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

(2) 児童虐待の禁止及び罰則

件数	意見
賛 成 132	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為の明確化が必要であるが、それが狭くなり、他の虐待行為の免罪符にならないように留意する。 ・児童虐待は犯罪行為であることを明確化する。（3件） ・家庭内暴力全般に対する法整備が必要である。 ・警察介入が必要である。 ・虐待定義の明確化が前提となる。 ・一般社会認識も深まり、抑止力になる。（4件） ・保護者への対応の根拠が明確になる。 ・親子関係再構築に向け、保護者に対し、ケアを受ける命令などを入れる。
反 対 6	<ul style="list-style-type: none"> ・刑法による対応で可能である。 ・虐待の定義とともに禁止規定及び罰則は新法で対応すべきである。 ・虐待者もまた被害者である場合もあり、慎重な対応が必要である。 ・罰則項目を入れることには疑義ある。抑止力にならない。（2件） ・罰則は刑法罰との整合性が必要である。

(3) 関係機関の通告義務と誤認通告の免責規定

	意見
賛 成 126	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に限定する必要がない。 ・通告を受ける児童相談所の体制整備が前提である。(5件) ・対象を医師・弁護士・保健婦・警察に限定すべきである。 ・虐待の定義の明確化が前提である。(2件) ・関係機関の連携、協力について明文化する。 ・通告者のプライバシー保護や免責など配慮が必要である。(4件) ・児童虐待は犯罪であるという立場から、通告先に警察を明記する。(2件) ・機関の管理者の了解がなく、通告できないなどの問題点の解消になる。 ・児童相談所に相談するように、教示を義務付ける。
反 対 9	<ul style="list-style-type: none"> ・通告を義務付けることにより、体制整備が前提であり時期尚早である。 ・通告義務は必要であるが罰則規定は除く。(6件) (2件)

(4) 介入機能と相談支援機能の役割分担

件数	意見
賛 成 116	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と事前協議し、警察の身柄付き通告とする。(2件) ・警察と児童相談所の合同で虐待防止センターを設置し介入機関とする。(3件) ・警察に生命身体の保護を目的とした介入機能を付加する。(11件) ・強制介入は司法が判断し、その上で児童相談所への相談命令を出す(3件) ・福祉的立場にたった介入機関が必要(外国の権利擁護センター等)(2件) ・指導中事例の場合、強制介入により、援助が途切れる。役割分担が必要 ・新法対応で整備が必要である。(5件) ・初期介入・相談・治療の役割分担が必要である。
反 対 11	<ul style="list-style-type: none"> ・介入と支援は一貫性があったほうがよい。(2件) ・警察等の協力で対応できる ・時期尚早である。

(5) 立入調査の具体的権限の付与

件数	意見
賛成 136	<ul style="list-style-type: none"> ・警察が主体的に行い、児童相談所が協力要請をする等法整備が必要である（児童相談所の協力を外すと別の弊害がでる。（7件） ・介入の目安や具体的権限を明確にする必要がある。 ・裁判所の許可など厳密な法的手続きが必要である。
反対 8	<ul style="list-style-type: none"> ・時期尚早である。児童相談所の体制整備ができていない。 ・個人の人権を侵害する行為であり、一行政機関が持つことについて疑問がある。

(6) 後見人を機関・団体後見に変更

件数	意見
賛成 142	<ul style="list-style-type: none"> ・公職指定としての法整備が必要である。 ・児童福祉法で児童相談所長の後見人選任規定を定めていながら、所長個人の立場で私的責任を負うことについて矛盾がある。 ・民法との整合性が必要である。 ・機関、団体後見もなじまないのではないか。弁護士が望ましい。 <p>現在の職務代行者制度は、個人として選任され、虐待者である親の戸籍の子の身分欄事項に職務代行者の本籍及び氏名が記載される。 法33条の6（親権喪失宣告の請求）の手続きは、虐待する親と対峙し、強い反感や抵抗を受けて行うことが多い。今後増加するこの手続きに対し、個々の職員への危険性を回避するために機関、団体後見に変更が必要である。</p>
反対 1	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

(7) 親権の一部（身上監護権）一時停止

件数	意見
賛 成 141	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所期間中の身上権の一時停止が望ましい。（2件） ・親権剥奪は保護者の拒絶反応が大きいのが、一時停止であれば受入れられる仮処分も必要である。（3件） ・引き取り強要に対抗できる制度とする。 ・停止期間の明確化が必要である。 ・停止期間中の保護者のケア義務をつける。（2件） ・司法による一時停止命令（緊急保護命令）が必要である。 ・抑止力になるが、施設からの強制引き取り対応は引き続き警察の協力が必要である。
反対 2	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待に限ることにしないと一時保護に抵抗が生じる。

(8) 懲戒権（民法822条）廃止

件数	意見
賛 成 117	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な範囲 → 児童の福祉を害されない範囲をいれる ・懲戒場の部分は削除する。（2件） ・親権は親の養育責任のみで十分である。 ・躰けと虐待の概念整理をする。（3件） ・民法820条の監護教育権で十分であり懲戒権は必要ない。（4件）
反対 16	<ul style="list-style-type: none"> ・民法834条で親権乱用の抑止をかけているので、躰けと虐待は整理されている。（3件） ・虐待定義を明確化することにより、民法822条の廃止は必要ない。 ・体罰問題の啓発が必要である。 ・我が国の歴史風土から廃止については議論が必要である。

(9) その他の意見

ア 体制整備に関するもの

要望項目	要望の趣旨・理由 意見
組織体制の強化、充実 (厚生省基準の改正) (5件)	<ul style="list-style-type: none">・法改正前に体制整備が必要である。・通告制が周知されれば、虐待件数は急増し、相談処理体制が整わない。・医師を含む「虐待対応チーム」等が必要
児童福祉司の配置人数の改正(基準改正) (5件)	<ul style="list-style-type: none">・職員数の絶対的不足で十分な対応ができない。・職員数と予算の充実・相談件数が急増し、入所児童の対応や他業務に手がまわらない。通告しても、適切な対応が無い場合、児童相談所の信用も失う。・保護者との対決に数年かかることもあり、また、法的対応に多大な労力と時間を要している現状である。
職員の専門性の充実と明確化 (4件)	<ul style="list-style-type: none">・児相職員の資格要件を厳密にし、義務づける・部局を越え、2～3年で人事異動がある。・職員のストレスと相談者に不利益になる。・長期専門研修が必要である。
児童養護施設の体制整備 (最低基準の改正)	<ul style="list-style-type: none">・現最低基準は被虐待児を想定したものではないので、早急に体制整備を図る。職員定着のため給与等改善も必要
弁護士の配置	<ul style="list-style-type: none">・法的対応に多大な時間を要し、相談業務に支障をきたす
一時保護所の充実	<ul style="list-style-type: none">・一時保護の長期化に備え、体育館等設備基準の見直し
24時間体制への国の体制整備	<ul style="list-style-type: none">・必要性があると思うが体制整備が必要である。

イ 関係機関に関するもの

要望項目	要望の趣旨・理由 意見
区市町村等と都道府県の 役割分担の明確化 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告するだけでなく、「児童の育成責任（法2条）」に基づく地域の役割分担を明確化することで速やかな対応ができる。
関係機関との役割分担と 責任の所在を明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告機関の福祉事務所等通告のみに終わり調査もなく、協力・援助が得られない場合が多い。
立入調査権等の警察協力 義務規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が安心して立入調査出来るように警察官の同行協力義務規定が必要である。 立入調査には危険が伴うことが多い。 ・ 警察官に強制介入権を付与した場合に児相の要請に基づき、緊急性に対応すべく、実行期限を設ける。
重大な虐待は刑事告発 すべきである	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪としての位置づけが必要である。
家庭裁判所の調査、決定 の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家裁の決定が長期化することは、児童や家庭の状況が刻々と変化し、実効性に欠ける。 ・ 長期化し処遇方針が立ちにくい。 ・ 申し立て手続き開始から一定期間の処理期限規定を設ける必要がある。 ・ 申立期間中に再発等状況の変化に対応しきれない場合がある。 ・ 仮処分手続きの簡素化する必要がある。
挙証責任を転換し、家裁 での審判を進める制度の 導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の事実証明が十分出来るのか申し立てに躊躇する。 保護者側に虐待してない旨の証明を求める。 心理的虐待事例に有効である。 疑わしきは児童の利益という審理が望まれる。

ウ 処遇に関するもの

要望項目	要望の趣旨・理由 意見
親のカウンセリングの義務付け 受講命令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待は保護すれば解決するものではなく、家族再統合に向けて、相談援助が必要である。 ・保護者に問題意識が無い場合が多いので受講命令が必要
保護者に対する、治療体制等について	<ul style="list-style-type: none"> ・治療方法の確立、実施機関の設置等実効性のある実施策が必要である。
虐待者及びその配偶者等への治療命令の規定 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者には精神的治療の必要性のある保護者が多いが、当事者に治療意思が無い場合が多い。 ・家族再統合機能を担保するため、家庭裁判所からの「治療命令」規定が必要である。 ・親権の一部停止規定と同時に命令が出されることが望まれる。
「福祉の措置及び保育の免除に係る説明等に関する省令」の例外的取り扱いが出来るように省令の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・施設解除した場合、親権者に対し解除理由等を説明することになっている。(法第33条の4) ・これは、児童の意思に反し、虐待を行った親権者に通知することにより再び虐待を被る恐れが有るため。
里親委託が適当な児童に対し、不的確な親権者に対する法的規制が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所後、保護者の面会も無い児童に対して里親委託をしたいが、親権者の承諾が得られない。

エ 法改正関係

要望項目	要望の趣旨・理由 意見
「児童虐待防止法」の制定 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」の運用だけで対応するには、児童虐待防止に限界がある。現法のなかで整合性を持たせることは困難であり、独立法が必要である。 ・法の中に、児童相談所の役割を明確化する。
家庭内暴力全てに対する法整備	<ul style="list-style-type: none"> ・民事への警察介入が必要な事例が増加している。
児童虐待は犯罪という立場から身体的虐待や性的虐待は刑法204条、174条を適用すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法では、通告先に警察を明記すべきである。虐待の事実確認も警察が関与するように明文化する。調査は警察、処遇は児童相談所の機能に分化が必要である。警察官職務執行法との整合性が必要
親権喪失の宣告の申立者に子ども本人を含める	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では親族・検察官・児相長であるが、親族・検察官の理解が得られないことが多い。一定年齢以上の児童の意思能力のある児童の申立を認める
生活保護法の弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待により、精神的疾患を抱えた施設退所児童への、生活面の援助が必要である。 (保護者に資産があり、未成年単身世帯への適用)
虐待事例の同意によらない施設入所の費用徴収の免除 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・場合によっては施設名を伏せて保護者に通知することもあり、保護者の意に反する措置でもあるので徴収金の免除が必要である。

平成11年度 児童虐待相談受付件数（速報）及び対10年度比較

	都道府県 政令指定都市	平成11年度 児童虐待相談受付件数（速報）													合計	10年度 合計	対10年度 比較(%)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
1	北海道	13	6	10	10	9	14	18	16	15	6	17	19	153	92	166	
2	青森県	15	8	10	12	15	7	4	19	24	22	27	9	172	81	212	
3	岩手県	10	6	6	6	3	5	4	2	3	3	3	4	55	67	82	
4	宮城県	12	6	2	8	9	10	2	9	17	7	15	14	111	39	285	
5	秋田県	4	3	6	0	1	8	5	8	2	2	5	4	48	41	117	
6	山形県	8	1	1	1	9	3	12	18	9	4	4	15	85	23	370	
7	福島県	16	14	22	18	13	15	17	7	8	11	13	9	163	93	175	
8	茨城県	16	19	24	37	15	30	32	16	21	15	21	29	275	107	257	
9	栃木県	13	4	7	6	13	19	12	11	19	14	16	18	152	135	113	
10	群馬県	14	12	28	13	10	16	11	14	7	10	2	14	151	107	141	
11	埼玉県	41	52	73	68	46	72	59	53	48	34	65	80	691	367	188	
12	千葉県	12	26	29	36	16	36	25	28	19	16	31	28	302	158	191	
13	東京都	61	70	153	191	85	138	111	134	74	73	113	113	1316	714	184	
14	神奈川県	22	27	33	42	16	26	39	32	23	20	29	75	384	222	173	
15	新潟県	6	4	20	22	5	19	11	25	11	16	13	28	180	89	202	
16	富山県	6	4	4	10	5	8	6	7	4	3	7	12	76	42	181	
17	石川県	6	7	6	4	5	3	17	8	7	3	13	9	88	42	210	
18	福井県	2	0	1	1	4	4	4	3	15	3	7	14	58	31	187	
19	山梨県	10	7	7	5	8	9	13	4	3	6	5	4	81	75	108	
20	長野県	16	8	23	15	14	7	17	7	16	14	9	17	163	148	110	
21	岐阜県	7	3	4	20	6	15	8	8	6	8	11	21	117	102	115	
22	静岡県	22	28	32	33	26	31	23	21	27	11	34	22	310	293	106	
23	愛知県	8	10	19	36	25	12	24	26	8	15	24	37	244	191	128	
24	三重県	18	19	13	15	5	18	11	17	16	5	27	29	193	122	158	
25	滋賀県	44	42	31	17	14	25	9	20	15	22	18	23	280	150	187	
26	京都府	7	10	5	14	5	4	5	6	11	9	8	25	109	55	198	
27	大阪府	84	89	120	131	106	109	112	109	99	88	132	146	1325	908	146	
28	兵庫県	26	28	54	42	21	30	30	33	27	21	26	37	375	186	202	
29	奈良県	14	4	11	13	6	14	14	15	11	8	9	8	127	83	153	
30	和歌山県	6	2	6	4	6	5	5	2	5	9	7	9	66	57	116	
31	鳥取県	1	8	2	1	1	0	0	6	4	4	3	3	33	13	254	
32	島根県	19	19	11	6	13	8	8	4	2	4	19	4	117	91	129	
33	岡山県	6	11	19	14	7	11	16	20	15	23	7	16	165	120	138	
34	広島県	15	21	12	32	20	34	22	14	8	12	14	22	226	149	152	
35	山口県	7	14	17	11	7	2	3	0	14	5	6	11	97	51	190	
36	徳島県	4	8	5	6	6	7	4	6	5	6	10	9	76	63	121	
37	香川県	14	8	6	14	14	23	18	13	15	7	12	14	158	75	211	
38	愛媛県	6	8	7	6	3	7	15	16	2	2	14	6	92	17	541	
39	高知県	4	4	3	3	0	8	2	5	5	2	8	3	47	35	134	
40	福岡県	46	24	23	22	12	17	22	16	22	22	41	67	334	275	121	
41	佐賀県	8	1	2	4	2	4	1	6	3	2	7	3	43	18	239	
42	長崎県	4	7	12	9	9	10	11	11	17	6	13	12	121	62	195	
43	熊本県	8	9	15	13	12	4	12	6	10	2	8	9	108	64	169	
44	大分県	14	17	20	9	10	32	7	11	9	11	14	12	166	115	144	
45	宮崎県	6	9	22	10	2	7	10	10	12	9	16	6	119	76	157	
46	鹿児島県	3	3	2	4	3	4	6	8	4	3	5	11	56	27	207	
47	沖縄県	13	14	21	25	16	14	28	11	26	13	24	18	223	115	194	
1	札幌市	23	6	6	4	9	5	10	18	11	3	13	14	122	125	98	
2	仙台市	46	7	22	18	14	16	11	5	18	4	17	9	187	120	156	
3	千葉市	6	3	18	6	2	1	2	5	6	5	10	4	68	47	145	
4	横浜市	33	28	36	47	64	57	40	46	29	39	42	49	510	340	150	
5	川崎市	5	7	16	11	11	12	3	15	9	11	12	40	152	131	116	
6	名古屋市	15	14	26	20	21	24	21	29	26	36	24	38	294	165	178	
7	大阪市	15	17	23	20	17	23	21	21	19	26	21	17	240	153	157	
8	京都市	17	9	8	27	14	19	16	13	8	9	7	15	162	57	284	
9	神戸市	10	7	11	10	5	7	14	20	23	12	13	11	143	61	234	
10	広島市	8	6	4	17	5	17	13	4	11	7	10	26	128	82	156	
11	北九州市	6	5	13	8	2	9	23	22	28	20	26	21	183	124	148	
12	福岡市	14	5	15	15	17	12	11	2	15	10	16	22	154	87	177	
	都道府県計	717	704	959	1019	658	904	845	841	743	611	932	1098	10031	6186	162	
	政令指定都市計	198	114	198	203	181	202	185	200	203	182	211	266	2343	1492	157	
	合計	915	818	1157	1222	839	1106	1030	1041	946	793	1143	1364	12374	7678	161	